

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づく小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の指定に当たり、次のとおり計画書の縦覧を行うので公告する。

令和2年5月19日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

2 区域

県道磐田掛川線の袋井市と掛川市の市境を起点とし、市境を南進し岡崎奥三沢線との交点に至り、同地点から同市道を西進し市道近江ヶ谷線との交点に至り、同地点から同市道を北進し二級河川小笠沢川左岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防を東進し、市道菩提1号線との交点に至り、同地点から同市道を北進し県道袋井小笠線との交点に至り、同地点から同県道を北西に進み、市道北谷線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、県道磐田掛川線との交点に至り、同地点から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

3 存続期間

令和2年11月1日から令和5年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

指定目的 当該地域は、自然環境の保全された緑豊かな丘陵地で、キジ、ウグイス、ヤマガラ、メジロ等の鳥獣が繁殖、生息するため良好な環境条件を備えていることから、昭和55年に鳥獣保護区に指定された。

しかし、平成20年代前半くらいからイノシシによる踏み倒し、掘り返し及び食害が見られるようになり、近年急速に被害が拡大し、深刻化している。そのため、生産者による防除対策、地域の人材育成、有害駆除の実施により鳥獣被害対策に努力してきたが、なおも被害は増加している状況であることから、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図るため、狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域として指定し、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図ることとする。

5 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び静岡県中遠農林事務所森林整備課

6 縦覧期間

令和2年5月19日から令和2年6月1日まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）